6【外国会社臨時報告書】
　4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録書提出日（平成　年　月　日）までに、外国会社臨時報告書を平成　年　月　日に関東財務局長に提出
第十四号様式第二部第2中【参照書類の補完情報】を【参照書類の補完情報】⑽に改め、同様式第三部中【保証会社等の情報】⑽を【保証会社等の情報】⑾に改め、同様式記載上の注意⑨a中「臨時報告書」の次に「又は外国会社臨時報告書」を加え、同記載上の注意⑨c中「又は」を「若しくは」に改め、「若しくは半期報告書」の次に「又は外国会社報告書若しくは外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書」を加え、同記載上の注意中⑨を⑩とし、同記載上の注意⑨の次に次のように加える。
⑼　参照書類の補完情報
　a　参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式及び第九号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第17条の3第2項各号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。
　b　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。
第十四号の四様式第二部第1の4を同様式第二部第1の7とし、同様式第二部第1の3の次に次のように加える。
4【外国会社報告書及びその補足書類】
　事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出
5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】
　事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出
6【外国会社臨時報告書】
　4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録書提出日（平成　年　月　日）までに、外国会社臨時報告書を平成　年　月　日に関東財務局長に提出
第十五号様式第三部第1の4を同様式第三部第1の7とし、同様式第三部第1の3の次に次のように加える。
4【外国会社報告書及びその補足書類】
　事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出
5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】
　事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）
　平成　年　月　日関東財務局長に提出
6【外国会社臨時報告書】
　4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本発行登録追補書類提出日（平成　年　月　日）までに、外国会社臨時報告書を平成　年　月　日に関東財務局長に提出
第十五号様式第三部第2中【参照書類の補完情報】を【参照書類の補完情報】⑻に改め、同様式第四部中【保証会社等の情報】⑻を【保証会社等の情報】⑼に改め、同様式記載上の注意⑺a中「臨時報告書」の次に「又は外国会社臨時報告書」を加え、同記載上の注意⑺c中「又は」を「若しくは」に改め、「若しくは半期報告書」の次に「又は外国会社報告書若しくは外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書」を加え、同記載上の注意中⑻を⑼とし、同記載上の注意⑺の次に次のように加える。
⑻　参照書類の補完情報
　a　参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式及び第九号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第17条の3第2項各号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。
　b　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。
（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）
第三条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。
　第一条の六第二項中「第八条の二」を「第八条の四」に改め、同条第三項中「訳文」を「日本語又は英語による翻訳文」に改める。
　第二条第二項中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改める。
　第四条第一項中「発行者は」の下に「、有価証券の募集又は売出しに関し」を加え、「の規定により有価証券届出書」を「又は第六項の規定により有価証券届出書又は外国者届出書（法第二十七条において準用する法第五条第六項に規定する外国会社届出書をいう。以下同じ。）」と「」と」を「」を」に改め、同条第二項中「発行者は」の下に「、有価証券の募集又は売出しに関し」を加える。
　第五条中「第十六条の二」を「第十六条の三」に改める。
　第六条の見出し中「有価証券届出書」を「有価証券届出書等」に改め、同条中「有価証券届出書につき」を削り、「及び法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める。
　第六条の二第二項を次のように改める。
2　法第二十七条において準用する法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める有価証券報告書とする。
一　外国債等の発行者（法第二十七条において準用する法第二十四条第八項の規定により外国者報告書（法第二十七条において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。）を提出した外国債等の発行者以外のものに限る。）　第三号様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書
二　外国債等の発行者（前号に掲げる外国債等の発行者以外のものに限る。）　法第二十七条において準用する法第二十四条第八項の規定により関東財務局長に提出した外国者報告書
　第六条の二第三項中「前項」を「第一項」に改め、「継続して」の下に「前項に規定する」を加える。
　第六条の三の次に次の二条を加える。
（外国者届出書の提出要件）
第六条の四　法第二十七条において準用する法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国者（法第二十七条において読み替えて準用する法第五条第六項に規定する届出書提出外国者をいう。以下同じ。）が外国者届出書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。
2　法第二十七条において準用する法第五条第六項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。次号において同じ。）を開設する者
二　外国金融商品市場に準ずるものとして外国に開設された店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。第十一条の十三の二第一項第二号において同じ。）の性質を有する市場を開設する者